

令和 8 年度北薩・天草地域インフルエンサー招へい事業 実施業務委託基本仕様書

1 業務委託の名称

令和 8 年度北薩・天草地域インフルエンサー招へい事業実施業務委託

2 契約期間

契約締結日～令和 9 年（2027 年）2 月 26 日（金）

3 業務目的

本事業は、北薩・天草地域（以下「両地域」という。）を一体的な観光エリアとし、過去 3 年間で造成してきた歴史・文化・自然等を体感できる周遊旅行商品等を活用したプロモーションを展開するものである。

発信力のあるインフルエンサーによる周遊体験を通じて、SNS 上の動画コンテンツ等による両地域の魅力発信を行い、認知度向上および誘客拡大を図る。さらに、制作されたコンテンツを公式ホームページ等で継続的に活用（二次利用）することで、プロモーション効果の長期的な資産化および持続的な誘客促進に資することを目的とする。

※ 北薩地域とは、鹿児島県阿久根市、出水市、薩摩川内市、さつま町及び長島町をいい、天草地域とは、熊本県天草市、上天草市、苓北町をいう。

4 委託業務の内容

以下に掲げる業務を行うこと。（詳細については、委託者と協議の上、決定する。）

- (1) インフルエンサーを活用した周遊型プロモーションツアーの企画・実施
 - ・両地域の観光資源の魅力を引き出し、より多くの者に訴求力の高い情報発信を行うことができるインフルエンサーを 1 名以上起用すること。
 - ・過去 3 年間、北薩・天草周遊旅行商品造成事業で造成した旅行商品をベースとし、歴史、文化、自然、食等を体験できる周遊ツアーを実施すること。
 - ・周遊ツアーの実施時期は、令和 8 年 9 月～令和 9 年 2 月頃とすること。
 - ・ツアーの実施に必要な行程調整、現地交通・宿泊・体験等の各種手配、精算、安全管理及びインフルエンサーとの調整等は、受託者において行うこと。
- (2) SNS 動画コンテンツの企画・撮影・制作
 - ・周遊ツアーの体験を通して、両地域の魅力を効果的に PR する動画コンテンツを制作すること。動画コンテンツの制作にあたっては、両地域の双方を紹介することとし、特に北薩地域の情報発信量を多くすること（両地域の情報発信量については、委託者と協議の上で決定する）。
 - ・動画規格、長さ及び本数については、5 分程度のメイン動画を 1 本程度、30～60 秒程度のショート動画を 2 本程度とするが、詳細については委託者と協議の上、決定すること。
 - ・ドローン撮影や施設撮影において法律に基づく申請・許可が必要な場合は、受託者が事前に行うこと。

- ・BGM、画像等の使用に関しては、著作権、肖像権等の権利上の問題が発生しないよう配慮すること。必要な許諾手続き等は受託者の責任において行うこと。

(3) 情報発信等

- ・制作した動画コンテンツは、起用したインフルエンサーのSNSアカウント（Instagram、YouTube、TikTok等）から投稿及び情報発信を行うこと。
- ・投稿時には、両地域の公式観光サイトの案内や指定のハッシュタグの設定、ストーリーズ等での継続的な告知を行うよう、インフルエンサーに働きかけること。

(4) コンテンツの権利処理及び二次利用（プロモーション効果の資産化）

- ・制作された動画コンテンツ、画像素材等について、事業終了後も委託者が公式LP、公式SNS、各種イベント等で無期限・無償で二次利用できる権利を確保すること。

5 実績報告及び成果品等の提出

- (1) 事業終了後、実施状況等の実績、今後、両地域の観光振興の参考となる事項等について、速やかに報告すること。
- (2) 資料及び成果品等については、次に掲げる形式で提出すること。
 - ・事業実績報告書（冊子1部及び電子データ）
 - ・制作した動画の電子データ

(3) 納品期限

令和9年2月26日（金）

6 その他留意事項

- (1) 本業務の実施に当たっては、天草広域本部及び北薩地域振興局と十分に連携をとること。
- (2) 本業務の成果品は、北薩・天草広域観光推進協議会に帰属する。
- (3) 本業務に必要な一切の経費は、委託料に含むものとする。
- (4) 本仕様書に定めのない事項又は内容の変更が生じた場合は、委託者と受託者間で相互に協議を行うものとする。
- (5) 受託者は、本業務の執行に当たって、関係法令を遵守するとともに、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならないものとする。
- (6) 業務の進捗状況や経過について、委託者に定期的に報告するものとする。